

令和 8 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 4 8 号	令和 7 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 4 9 号	令和 7 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 0 号	令和 7 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 1 号	令和 7 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 2 号	令和 7 年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 5 3 号	令和 7 年度上尾市公共下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 5 4 号	令和 8 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 5 5 号	令和 8 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 5 6 号	上尾市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 5 7 号	上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 5 8 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 5 9 号	上尾市こども医療費支給条例及び上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 6 0 号	上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 6 1 号	工事請負契約の締結について……………	7
議案第 6 2 号	財産の取得について……………	8
議案第 6 3 号	財産の取得について……………	9
議案第 6 4 号	財産の取得について……………	1 1

議案第 6 5 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 2
議案第 6 6 号	市道路線の認定について……………	1 4
議案第 6 7 号	市道路線の認定について……………	1 5
議案第 6 8 号	市道路線の廃止について……………	1 6
議案第 6 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 7
議案第 7 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 8
議案第 7 1 号	教育委員会委員の任命について……………	1 9

議案第 5 6 号

上尾市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

上尾市認可地縁団体印鑑条例（平成 7 年上尾市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 5 7 号

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上尾市監査委員に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 3 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 5 8 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 7 の項及び 2 7 の 2 の項を次のように改める。

2 7	いじめ問題調査委員会 委員長 委員	日 額 1 6 , 0 0 0 円 （報告書の作成等の場合 にあつては、3 0 分 につき 5 , 0 0 0 円） 日 額 1 5 , 0 0 0 円 （報告書の作成等の場合 にあつては、3 0 分 につき 5 , 0 0 0 円）
2 7 の 2	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員	日 額 1 6 , 0 0 0 円 （報告書の作成等の場合 にあつては、3 0 分 につき 5 , 0 0 0 円） 日 額 1 5 , 0 0 0 円 （報告書の作成等の場合 にあつては、3 0 分

		につき 5, 0 0 0 円)
--	--	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

いじめ問題調査委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員に対する報酬の支払を見直したいので、この案を提出する。

議案第 59 号

上尾市こども医療費支給条例及び上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市こども医療費支給条例及び上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市こども医療費支給条例及び上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 上尾市こども医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 23 号）第 7 条第 4 項
- (2) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年上尾市条例第 28 号）第 8 条第 4 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため、この案を提出する。

議案第 6 0 号

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年上尾市条例第 2 6 号）第 6 条
- (2) 上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年上尾市条例第 4 1 号）第 5 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 6 1 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 太平中学校・平方東小学校プール施設解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 3 3 3 , 5 5 5 , 2 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市緑丘三丁目 4 番 2 5 号
株式会社島村工業上尾支店 |

提案理由

太平中学校・平方東小学校プール施設解体工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 2 号

財産の取得について

下記のとおり避難所環境整備備品を取得することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 の 数 量 | (1) スポットクーラー 1 4 台
(2) ポータブル電源（スポットクーラー用） 1 4 台
(3) 避難所用パーティション（2 部屋型）（専用屋根含む。） 2 4 0 台
(4) 投光器 4 8 台
(5) ポータブル電源（投光器用） 4 8 台
(6) キッチンシステム 1 台 |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 避難所の生活環境改善に充てるため。 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取 得 価 格 | 5 2 , 9 2 4 , 3 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 上尾市向山二丁目 1 8 番地 1 3
株式会社サイボウ上尾営業所 |

提案理由

避難所環境整備備品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 3 号

財産の取得について

下記のとおり避難所備蓄品を取得することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|-------------|--------------------------------------|
| 1 | 物 品 の 数 量 | 別紙のとおり |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 避難所に食料品等を備蓄するため。 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取 得 価 格 | 2 3 , 0 4 1 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 上尾市向山二丁目 1 8 番地 1 3
株式会社サイボウ上尾営業所 |

提案理由

避難所備蓄品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

別紙

物品の名称	数量
保存用パン※	1 3 4 箱
保存用ビスケット※	1 6 0 箱
7年保存リゾット※	1 9 2 箱
保存用飲料水※	2 7 5 箱
液体ミルク※	3 8 箱
粉ミルク※	1 0 箱
離乳食※	1 4 箱
常備食肉じゃが※	7 7 箱
常備食ハンバーグ※	7 7 箱
使い捨て哺乳瓶	1 4 4 セット
救急滅菌交換キット	5 0 箱
携帯トイレ	4 5 箱
おむつ（大人用M、L）	8 ケース
おむつ（幼児用M、L）	4 ケース
毛布	1 , 2 0 0 枚
ブルーシート	2 0 枚
ラップポン消耗品セット	4 8 セット
トイレットペーパー	2 2 箱
ポータブル電源	3 台
ソーラーパネル	3 台

※は軽減税率（8％）が適用される物品

議案第 6 4 号

財産の取得について

下記のとおり議場用映像音響システム機器を取得することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 の 数 量 | (1) 議 場 映 像 音 響 シ ス テ ム 機 器 一 式
(2) 第 1 委 員 会 室 音 響 シ ス テ ム 機 器 一 式
(3) 第 2 委 員 会 室 音 響 シ ス テ ム 機 器 一 式 |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 議会の環境整備に充てるため。 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取 得 価 格 | 6 6 , 5 9 4 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 9 7 0 番地 6
株式会社東和エンジニアリング関東支店 |

提案理由

議場用映像音響システム機器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 5 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

令和 8 年 3 月 1 9 日に可決された上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例が未公布であったことから、同年 4 月 1 日に遡及して効力を生じさせるため、緊急に上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じ、同年 8 月 5 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、専決処分する。

令和 8 年 8 月 5 日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上尾市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年上尾市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「2 万 5, 0 0 0 円」を「5 万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の上尾市議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の廃止）

- 3 上尾市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年上尾市条例第 28 号）は、廃止する。

議案第 6 6 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1 0 7 9 3 号 線	上尾市大字小敷谷字儘 上 7 1 7 番地先	上尾市大字小敷谷字儘 上 7 0 4 番地先	
1 0 7 9 4 号 線	上尾市大字領家字丸山 1 0 7 番地先	上尾市大字領家字丸山 1 0 7 番地先	
2 2 0 7 7 号 線	上尾市柏座二丁目 4 3 5 番地先	上尾市柏座二丁目 5 0 2 番地先	
3 1 2 2 9 号 線	上尾市上平中央三丁目 5 番地先	上尾市上平中央三丁目 5 番地先	

提案理由

寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 6 7 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1 0 7 9 号 線	上尾市大字平塚字柵 2 2 9 5 番地先	上尾市大字平塚字柵 2 2 9 2 番地先	

提案理由

都市計画道路上尾伊奈線の整備に伴い、当該整備予定の道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 6 8 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
4 0 5 5 1 号 線	上尾市大字平方字南 6 8 9 番地先	上尾市大字平方字南 7 2 2 番地先	

提案理由

上尾市平方地区堤防整備事業の進捗に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった既存の市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 6 9 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

上尾市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、
同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

根 岸 新 作

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価審査委員会委員根岸新作氏の任期は、令和 8 年 9 月 3 0 日
で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地
方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

議案第 70 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

上尾市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、
同意を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大 竹 泰 彦

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価審査委員会委員今村公宜氏の任期は、令和 8 年 9 月 30 日
で満了となるが、後任として大竹泰彦氏を選任することについて同意を得
たいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

議案第 7 1 号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

山 田 浩 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員小池智司氏の任期は、令和 8 年 9 月 3 0 日で満了となるが、後任として山田浩一氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

